

直島塾 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、直島塾という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を香川県香川郡直島町2177-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 直島には、三菱マテリアル、ベネッセ関連施設、漁業協同組合など、既存の盤石な経済と文化の礎があり、瀬戸内の魅力的な島として世界からも注目されている。本会は、これらの既存資源を継承し、直島に生まれ育った会員と、直島にあこがれ、新たな目的を持って移住した会員が融和し、切磋琢磨・共感協働することで、島の新たな活力と産業を生み出すプラットフォームとなることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 新しい産業の創生
- (2) 安全で快適なサービスの提供
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 会員相互の懇親と情報共有
- (6) 本会の活動の情報発信
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動で、別途定める役員会が了承した活動

(公平中立性)

第5条 本会は公平中立性を健全かつ永遠に維持し、いかなる宗教思想および政治活動等に所属または傾倒するものではない。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の構成員は、次の種類とし、会員のみが議決権を持つ。

- (1) 会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 顧問 本会の目的に賛同し、役員会で定めた個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは本会則を承諾のうえ、入会申込書を会長に提出すること。これをもって入会とみなす。会長は申込み内容を会員に報告すること。

(会費)

第8条 会員の会費は月額500円とし、翌3月分までを会計担当役員に前納しなければならない。顧問は会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 特段の理由無く、会費を滞納したとき。

(4) 役員会により除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 前2条の規定により退会又は除名になった場合においても、既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、役員会で返還を決定できる。

第4章 役員会

(役員会)

第13条 本会に次の構成員で構成した役員会を置く。

(1) 役員 6名以上12名以下とする

(2) 監事 1名以上2名以下とする

2 役員のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長、1名を会計とする。

(選任等)

第14条 役員及び監事は、総会において会員から選任する。

2 会長は、役員の互選とする。

3 副会長、事務局長、会計は、会長が役員の中から指名する。

4 前期の会長は、円滑な引き継ぎのため、その直後の期で役員に就任する。

5 監事は、役員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、この会の運営に係る事務を統括する。

4 会計は、この会の収支に係る会計事務を所掌する。

5 役員は、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 役員の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の会計の状況を監査すること。

(3) 役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 役員又は監事のうち、欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、役員会で必要と議決した場合に開催する。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状の提出をもって出席者と計数できる。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この際、委任状に委任者の記載が無い場合は会長に委任したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第30条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、役員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第32条 本会が会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を得なければならない。

(解散)

第33条 本会が解散しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第34条 本会が解散(合併による解散を除く)したときに残存する財産は、役員会において選定されたものに帰属するものとする。

(合併)

第35条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第8章 雑則

(細則)

第36条 本会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、2018年7月1日に制定し、本会発足の日に遡って施行する。
- 2 本会の最初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、本会発足の日から次の3月31日までとする。
- 3 この会則の一部を、2019年6月24日に改正する。